

令和7年秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）

（2日目）

重層的支援体制整備事業交付金

令和7年11月14日（金）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：郷行政改革推進本部事務局次長

七條行政改革推進本部事務局長

上坊行政改革推進本部事務局次長

有識者：亀井善太郎委員（取りまとめ）、大屋雄裕委員、瀧俊雄委員、滝澤美帆委員

府省等：厚生労働省、財務省

○郷事務局次長 これより「重層的支援体制整備事業交付金」について議論を始めます。

議論に先立ちまして、本テーマを御担当いただく有識者を御紹介いたします。

PHP総研主席研究員、立教大学大学院社会デザイン研究科特任教授、亀井善太郎委員。

慶應義塾大学法学部教授、大屋雄裕委員。

株式会社マネーフォワード執行役員グループCoPA、瀧俊雄委員。

学習院大学経済学部教授、滝澤美帆委員。

本テーマの取りまとめは亀井委員にお願いいたします。

出席省庁は厚生労働省です。

それでは、議題に入ります。

初めに、事務局から論点について説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より、本事業の概要及び論点について御説明させていただきます。

それでは、お手元の事務局説明資料を御覧ください。

1 ページ目、事業概要でございます。重層的支援体制整備事業交付金は、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する取組を支援する交付金でございます。詳しくは、資料中央、図の右端、Ⅰ 包括的相談支援事業、Ⅱ 地域づくり事業、Ⅲ 多機関協働事業等のメニューについて一体的に補助する形になってございます。

負担割合につきましては、Ⅰ 及びⅡ が、介護・障害・子育て・生活困窮といった分野の各法に基づく負担割合、そして、Ⅲ の事業が、原則として国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1となっており、令和8年度当初予算でⅠ の事業が496億円、Ⅱ が167億円、Ⅲ が59億円要求されているところでございます。

資料2 ページを御覧ください。レビューシートにおける効果発現経路を記載したものとなっております。詳細を見ますと、アクティビティ・アウトカムは概念的な内容にとどまっており、とりわけ事業実施主体である自治体の裁量が大きい多機関協働事業の役割に関しては、自治体が何をどのくらい行えばよいかの方向性、水準感が明確にまとまっているとは言えない状況でございます。

3 ページを御覧ください。こちらは自治体を感じる課題等についてアンケートをまとめ

たものになってございます。左側の円グラフにありますとおり、事業を実施する自治体の約2割が支援ニーズを把握できていないと回答してございます。また、右の棒グラフでございますが、事業実施に当たり、自治体においては、特に庁内連携、地域住民との連携や協働の在り方、こうした点に課題感を感じているということでございます。支援ニーズの把握や地域資源の掘り起こしは、事業の効果的な実施に当たり、非常に重要となっておりますので、国としては、こうした課題について対応方針を検討し、しっかり共有していくべきではないかと考えている次第でございます。

4 ページを御覧ください。自治体に対するアンケート調査の結果をまとめたものでございます。棒グラフ中の2か所の赤囲みにありますとおり、多くの自治体では、体制整備のノウハウや優良事例の提供、実務面での手続に係る支援を求めている状況となっております。

5 ページを御覧ください。今回、有識者の先生方と行革事務局の職員で、福井県坂井市、石川県加賀市及び奈良県の御協力を得まして、現地視察、ヒアリングを行わせていただきました。このページの3つの箱のうち、一番上の箱を御覧ください。1つ目の丸にございますとおり、福井県坂井市においては、本事業の活用により、複雑なケースの検討、分野をまたぐ課題共有のため、庁内各課・関係者による調整のための「さかまる会議」というものを開催し、支援者の孤立防止を実現している状況でございます。一方、下の2つの丸にございますとおり、本事業に関しましては、自治体の裁量が大きい分、効果を発揮させるためには、庁内での丁寧な議論が必要であるとともに、都道府県の支援に関しては、画一的ではなく、各自治体の実態に応じた在り方を検討されるとよいのではないかと、そのようなお話をいただいたところでございます。

続いて、2つ目の箱を御覧ください。石川県加賀市においては、本事業を活用せず、地区地域包括支援センターと相談支援事業所を核に、市の相談支援課がバックアップする体制を強化するなど、既存の制度の拡充で包括的な支援体制が整備されておりました。その際、市の皆様からは、都道府県のネットワークを生かし、広域的な視点で優良事例や、複合課題を抱える世帯に係る対応事例などの横展開を図られるとよいとお話をいただいたところでございます。

最後、3つ目の箱でございます。奈良県庁におきましては、県南部に、小規模であるため、職員数等が限られ、単独での支援体制の整備が困難な自治体が多いという現状があるとのことでございます。これに対しまして、後方支援のための専門職チームを設置し、市町村の困り事を丁寧にモニタリングし、今後、そうした体制をさらに強化していくことが必要と考えているということございました。その際、「何のために、何をすべきか」、これまで積極的・自主的に取り組んできた市町村の状況も適切に踏まえた上で、国からの明確なイメージがあれば、より効果的な実施につながるのではないかとのお話もあつたところでございます。

以上を踏まえ、論点でございます。資料6 ページ目を御覧ください。

現行のロジックモデルは概念的な内容にとどまっており、自治体に対して事業の目的や方向性、最低限行うべき水準が伝わっていないのではないかと。各市町村の実情、事業の進捗に応じて効果的なアプローチも異なることから、それらを踏まえたロジックモデルを提示することが効果的ではないかと。

事業を効果的に活用できている自治体とできていない自治体がある中で、まずは自治体による支援ニーズの把握、地域資源の掘り起こしが重要ではないかと。また、事業実施計画の作成ガイドや優良事例についての横展開は十分かと。

自治体が効果的に事業を実施していくために、厚労省として、EBPMの観点から、現場の実態を踏まえつつ、どのように対応するべきかと。

特に、小規模自治体については、フルスペックの支援体制整備が困難な状況であることから、広域的な観点も含め、柔軟な支援の在り方を検討すべきではないかと、こうした点を考えてございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○郷事務局次長　続きまして、厚生労働省から事業概要等について御説明をお願いします。御発言の前に、役職とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

○厚生労働省　厚生労働省の地域共生社会推進室長の南と申します。よろしくお願いいたします。私のほうから、重層的支援体制整備事業交付金の概要等について御説明をさせていただきます。

資料1ページ目になります。まず、社会福祉法の全体のイメージでございます。地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法第4条でその取組を進めていく旨を規定しております。これを実現するため、包括的な支援体制の整備を全ての市町村に対する努力義務という形で規定をしております。今回テーマとなっております重層的支援体制整備事業につきましては、この包括的な支援体制を整備するための1つの手法として法律上規定されておまして、任意の事業として市町村の判断で実施可能な事業となっております。

2ページ目をおめくりください。包括的な支援体制につきましては、社会福祉法第106条の3というところに規定されております。大きく3点の取組を一体的に行うことを目指していくものでございます。1つは、既存の相談支援機関等がネットワークを構築する中で、様々な生活課題に幅広く対応していく連携体制を構築する機能。もう一つは、地域住民さんのほうで居場所・交流の場、見守り等、地域で支え合う機能を持っていただくことをお願いしているということでございます。これら双方をつなぐ機能として、アウトリーチでありますとか、地域住民側から支援関係機関につなぐ機能の充実を図っていただくことをお願いしております。これらを一体的に構築することで包括的な支援体制が構築されると考えてございます。

3ページから5ページ目につきましては、法律上の規定を抜粋しております。106条の3

というところで包括的な支援体制の整備を規定しておりまして、次の4ページの106条の4で重層的支援体制整備事業を規定しております。1項にございますとおり、包括的な支援体制を整備するための1つの施策として、重層事業を行うことができるという規定になってございます。

6ページに進んでいただきまして、重層的支援体制整備事業の構造について御説明をいたします。先ほど事務局のほうからも御説明がありましたが、第1号と第3号の相談支援と地域づくりの取組につきましては、各制度、介護・障害・子供、これらを包括的に受け止める生活困窮者支援、この4分野の各相談、地域づくりの機能を一体的に実施するということを規定しているものでございまして、この重層事業を実施するからといって、何か事業内容とか体制が変わるということではございません。ですので、今回、主な議論の対象は、この第2号、第4号、第5号、いわゆる多機関協働事業等と言っている部分と考えております。

事業の趣旨については後ほど述べますが、この重層事業を使うことで、直ちには既存の4分野の制度で横串を刺して包括的な対応を行うことが難しい場合に、交付金を活用して人員体制を強化する事業というのが重層事業の位置づけでございます。

7ページに進んでいただきまして、重層的支援体制整備事業の意義でございますが、制度実施については各分野でやっておりますけれども、行政組織の内部あるいは支援関係機関の中で、制度間の連携がうまくいかずに縦割りになり、家庭全体としての支援が適切に行われなかったり、あるいは属性にはまる方みの支援を行っているケースもあるという状況でございます。そうしたときに既存の制度、4分野の制度の幅を広げて対応する、これは先ほど視察で伺った加賀市の事例がそうでございます。こういったことも考えられますし、重層事業を使う場合には、先ほど申し上げましたとおり、この交付金を使うことで人員体制を強化して、事業を実施している間に既存の制度の対応力を上げる、あるいは支援関係機関の横のつながりをつくるということが、重層的支援体制整備事業の役割と考えております。

このため、事業を進めていくことで既存の制度が対応力を広げていくということを期待しているものでありますので、目指すべき方向性としては、多機関協働事業等の縮小こそが目指すべき方向というふうに、これは令和2年の重層事業を開始する前の調査研究の取りまとめであります。そういった方向性を示しているところでございます。

8ページに進んでいただきまして、既存制度でどうしても縦割りが生じる場合がございます。この壁が高くなると問題があるわけですが、壁を取り払うということではなく、それぞれの制度は専門性を持って対応いただいておりますので、この壁を低くして、横でつながりやすくすることで、例えば家庭内でいろいろな問題、複数の問題を抱えられている場合でも、横の連携をしながらチームで対応していくことが必要となってくるということでございます。

9ページに進んでいただきまして、重層的支援体制整備事業の意義ということで、関係

機関が連携するときに、支援会議というものを使う場合がございます。これは様々な関係者が顔を合わせることで、チームをつくって幅広い対応をしていこうというものでございます。これも視察いただいた福井県坂井市のケースがこういった事例に当てはまると思います。

次のページですけれども、事業開始当初につきましては、そういった体制を取りながら、既存関係機関が顔の見える関係をつくり、対応の幅を広げていく部分を理解しながら、チームとしての支援が機能していくような取組を進めていくものと考えております。こうした対応を継続していくことで、既存制度、例えば高齢の親御さんと障害をお持ちのお子さんがあるような家庭について、介護の地域包括支援センターと障害の基幹相談支援センターみたいところがそれぞれ直接つながって対応できていく事例も増えていくことになると考えております。

次のページをお願いいたします。重層事業の意義というのは、まとめますと、本事業を使って既存制度を縮小させるというのは本来の趣旨ではございません。この事業を使っている間に、既存制度の取組の広がりをつくるのが重要でございまして、こうしたことを実現するために、この間、各既存分野の制度改正、事業の拡充等を行ってきているところでございます。

次のページをお願いいたします。こうした趣旨につきましては、先ほど申しあげました令和2年の調査研究を通じて、ガイドブックとしておまとめしているところでございます。周知も図っているところでございますが、先ほどレビューシートを御紹介いただきました。レビューシートにこうした事業趣旨・目的が反映できていないという点につきましては、そのとおりというふうに考えております。このため、現在のレビューシートでいいますと、重層事業を実施することが包括的な支援体制に直接つながるという誤解を生じさせるような内容になっておりますので、この点については、我々としても見直しが必要と考えております。

次の次のページをお願いいたします。こうした現状の事業趣旨・目的が十分伝わっていないこともありまして、重層事業を使う一部の市町村の中では、本来、サブのシステム、補助的な機能である多機関協働事業が困難事例を抱え込んでしまい、その従事者が困り感を抱えてしまっているような状況も見られるところでございます。

15ページをお願いいたします。改めて整理いたしますと、今申しあげたとおり、各制度、既存制度のメインシステムが重なり合ったり、抜けているようなケースがある場合に役割の整理・調整を行いながら、既存の制度が対応できる幅を広げていく、あるいは関係機関の横の連携をつくっていくためのサブシステムというのが重層事業でございまして。

次のページをお願いいたします。現在、評価について、我々としては、制度5年が経過をいたしまして。

○郷事務局次長 もう時間になりましたので、結論をお願いいたします。

○厚生労働省 簡単にいたします。

課題も出てきておりますので、昨年から有識者の検討会議を開催し、議論を行ってきております。この中でも、事業開始のプロセスの徹底でありますとか事業の評価、検証が必要という提言もいただいております。あらかじめ地域の支援ニーズの把握が十分できていないという点も、先ほど事務局からもあったとおりでございます。これが抜けてしまうと本来の事業がしっかり機能しないこととなりますので、こうしたことも考えていきたいと思っております。

評価の見直しの大きな方向性といたしましては、市町村における実現可能性にも配慮をしながら、可能な限り定量的な評価を検討し、数値化が難しいところについては、定性評価も考えたいと思っております。本事業の趣旨・目的を改めて明確化した上で、こういった数値、定量・定性を含めて整理をして、お示しし、しっかり御説明をしていきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。評価については、現在、調査研究を今年度実施しております。こうしたものも通じて、特に初期のアウトカムを充実させていく必要があると考えておりますので、重層を使った場合、先ほど申し上げましたように、この事業を使っている間に既存制度の対応力の強化でありますとか、横のネットワークの構築を図っていくことが大事でありますので、こういったことをどう図っていけるかが重要だと考えております。

18ページをお願いいたします。

○郷事務局次長 もう議論の時間がなくなりますので、説明はここまでにしていただければと思います。

○厚生労働省 すみません。すぐ終わります。

18ページで中間取りまとめということで。

○郷事務局次長 すみません。ここまでしてください。

これより委員の先生方から御意見を賜りたいと思っております。御発言のある場合には、挙手をもって示していただければと存じます。

亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 ありがとうございます。

またこの間、自治体の視察等も含めて御対応いただいて、ありがとうございます。

これは多分、国民の皆さんが御覧になっていることを考えると、ややこの複雑化・複合化したニーズというところが分かりにくいかもしれませんし、私自身、重層支援をやって

いらっしゃる自治体ともいろいろコミュニケーションを取っていますので、この辺りは少しお話をさせていただくと、ちょうどこの前、実際に私どもは福井県に訪問させていただいて、そこで担当されているチームの方々がおっしゃっていたのは、制度のはざまにいる人たちであると。

これもやや抽象的で分かりにくいので、制度のはざまって何ですかというと、我が国の社会保障の制度は多分、今、子供と高齢者はそもそも充実していて、逆に19歳から64歳はどうかというと、ここら辺は、障害を伴っていらっしゃる方々であるとか、あるいは様々な困難を抱えていらっしゃる方々という形でそれなりに制度が担保されているのだけでも、そこにいらっしゃらないグレーゾーンの方々であるとか、あるいは、実際の自治体のお話を伺っていると、世帯レベルでのフォローが必要と承知しています。つまり、具体的に言うと、例えば、お父さん、お母さんがお子さんに対してネグレクトしているとか、暴力を振るっているということであれば、いわゆる児童相談所が介入するみたいなことが可能なのですけれども、この対象が、例えば成人になっている場合には、児相が介入できるわけではなくて、ただし、そういったような問題が身体的に、あるいは精神的に様々に残ることが懸念される場合には介入しなければならないのだけれども、なかなか制度がないみたいな問題があって、まさに複雑化・複合化に込められた話というのは、そのような問題だと承知しておりますけれども、そういったところを世帯レベルでフォローされたり、あるいはグレーゾーンで様々な形で個人レベルも含めてフォローされている自治体がいらっしゃるといふこと。

これを構築していきましょうというのが包括的支援体制で、その中で、とりわけ、それぞれのところでもともと制度はあるのだけれども、それをより有機的に機能させましょうというのが重層的支援体制整備事業であるという理解なのですが、この理解でまず合っているかどうか、厚労省、教えてください。

○郷事務局次長 端的にお答えください。

○厚生労働省 今おっしゃったとおり、世帯の抱える問題に対して、1つの機関で対応できない場合に、様々な機関が連携して世帯に対応していくということが包括的支援体制でありますので、そのためには、生活困窮者支援制度は幅広く対応する仕組みとしてできております。こうした仕組みを活用することが大事だと思っておりますし、それが直ちには難しい場合は、重層事業を使って、それをサブシステムとして支えていくということだと思っております。

○亀井委員 ありがとうございます。

そういう中で、ちょうど今回、奈良県からもお話がありましたし、あるいは今、先ほど厚労省からもお話がありましたけれども、実際の自治体からは、厚労省がこれをどう進め

ていこうというのかがなかなか分かりにくいとか、そういったようなお話がありました。あるいは、実際に今、移行準備作業を進めていらっしゃる自治体さんと先日お話ししたときに、厚労省さんが言うのは、ロジックモデルで言うとインパクトばかりで、具体的に何をしていたらいいのかとか、あるいは優先順位をどうつけていたらいいのかがなかなか分からないと。ガイドはあるけれども、そのガイドもよく分からないというようなことを言われていて、自治体の裁量が大きい分、ここら辺の具体的なガイドが必要なのかなと思っています。

そういったところを、これは別にそのものでなくていいのですが、例えばロジックモデルで示していただけたらどうかというのを事前の勉強会でお願いさせていただいたのですが、そこから出てきたのが、厚労省の資料の17ページにある資料だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○厚生労働省 先ほど申し上げましたとおり、今、調査研究で具体については検討をしております。現在のレビューシートが必ずしもアウトカムを適切に表現していないというのは、御指摘のとおりだと思っておりますので、特に初期アウトカムをどう具体化できるかということで、今、調査研究を進めているところでございます。

○亀井委員 そうは言っても、この事業は令和2年からだから5年ぐらい経過しているはずで、それなりに現状の課題というのは、いろいろと先ほど資料はあったのですが、一方で、令和2年のものなど、かなり以前のもので出てきたりだとか、あるいは最近のものでアンケート結果みたいなどころは出ていますが、恐らく現状どういうふうに自治体が足踏みしてしまっているのか、非常に難しい状態なのか、どんなところにボトルネックがあるのかみたいなどころは見えていて、そういったものが何らかの形でロジックモデルに反映されるべきなのではないかと思うのですが、この辺りはどんなふうにお考えですか。

○厚生労働省 先ほど御説明しましたとおり、令和2年、制度スタート前ですけれども、どう進めていくかというガイドブックをまとめております。ただ、この説明がその後、十分徹底できていなかったという面はあると思っておりますので、改めてそういった趣旨・目的を、ロジックモデル含めて整理していく必要があると考えております。

○亀井委員 今回、比較的事務局のほうでも時間はしっかり取っていただいて、この間、検討する時間も、もちろん今調査事業をされていらっしゃる、研究会をされていらっしゃる、いろいろとあると思うのですが、何らかの形で、ロジックモデルというものではなくても構わないのですが、自治体がどういうふうにしていくのかということ、例えばアクティビティごとに具体的に提示されることが必要だと思うのです。この辺り、正直この17ページは、私もこんなに異形なロジックモデルは初めて見たのですけれども、ア

クティビティが全く示されず、初期アウトカム案だけが出てくる、あるいは中期アウトカム案だけが出てくるというのは、これはどんなふうに考えたらよろしいのですかね。

○厚生労働省 重層事業については、アクティビティは基本的に補助金の交付、特に多機関協働に関しては補助金の交付になりますので、それによってインプットとして入るものは人員体制、人員の強化でありますので、これを通じて、既存機関の対応力がどう変わったか、あるいは支援関係機関のつながりがどう変わったか、そういったところを初期アウトカムで見ていく必要があるのではないかと考えております。

○亀井委員 もちろん厚労省のアクティビティはそうなのだと思うのですが、ここに既に示されているとおり、何号何号とかでも示されているとおり、実際の自治体の現場で動く事業というのは、そもそもここでロジックモデルをつくる目的としてお伝えしたのは、今の問題意識としては、やはり市町村やこれを支援される都道府県がどのように動いたらいいかわからないという意味で、そのガイドとしてロジックモデルを使うという、必ずしもロジックモデルは別に評価だけに使うわけではなくても、立案はもちろん、実際の執行の面でも使われる中で言えば、自治体の立場に立って事業ごとにアクティビティが設定されて、その事業がどういうアウトカムを生むのかということのを念頭に置いていただくことが必要なのではないかなと思うのですが、この辺りはいかがですか。

○厚生労働省 繰り返しになりますが、重層事業自体は、先ほど申し上げましたとおり、既存の仕組みである4分野の対応力を上げる、あるいはその4分野の連携体制を構築することが目的の事業でございますので、この事業で多機関協働事業等の交付金を投入することで、一時的には人員体制が強化されるわけでありまして、その間に既存体制、既存の制度でありますとか、支援関係機関のつながりをどうつくるのか、そういうのを図っていく必要があると思っております。

○亀井委員 そのようなことをきちんとロジックモデルに落としさせていただくことが必要なのではないですかね。かつ、もっと言うと、今の話は、きれいに進めばそうなるのだけれども、実際の自治体さんは、やはりそこは、例えば地域づくりのほうから着手してしまう自治体さんがあったりとか、あるいは中核になるのは多機関協働なのだと思うのですけれども、まず多機関協働はそもそも、先ほど御説明があったとおり、1つの世帯に対して様々な専門性を持つ人たちが連携して取り組んでいく必要があるわけですから、これがどうすると構築できるのかということが、まだなかなか自治体さんによってはイメージが湧かない、だから何をしたらいいのか分からないというようなお話になるのだと思います。この辺りのところをきちんとガイドできることが必要なのだと思いますので、厚労省さんは当たり前じゃんという頭なのかもしれませんが、そこが具体的にコミュニケーショ

ンとして自治体さんに伝わっていないという現実を踏まえて、あるいはそこを誤解して運用されている自治体さんが決して少なくないことも踏まえて、これは今、立案時であればこの議論で構わないのですが、既に5年経過してこの状態というのは、率直に申し上げて、いかななものなのかなと思いますので、そこはしっかり対応していただければと思います。

とりあえず私からは以上です。

○郷事務局次長 大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 慶應義塾の大屋です。御説明ありがとうございました。

1つ目は、17ページのロジックモデルについてですが、亀井先生が厳しいことをおっしゃったけれども、こういう形で包括的な支援体制であるとか、地域共生社会とはどういうものかという姿が分解した形で、それぞれこれはできている、できていないというのが分かるような形で示されるようになったこと自体はとてもよいと思います。

もう一つ、別に厚生労働省さんの弁護をするわけではないけれども、やはりある目的を示したときに、どうすればそれが最善に達成できるかということは、現場の市町村のほうがよく分かっているだろうということもあるので、全部が全部アクティビティまで厚生労働省さんが示し切ることはないと思うのです。ただ、やはりこれが事業開始当初から出ていたら、多分、自治体さんも間を埋めやすかったらと思うのだけれども、この右端しかない状態で続いてしまったことについては、やはり自治体さんも埋め切らないという感覚をかなり持たれたのではないかなと思うところです。

現状、最終アウトカム、長期アウトカムが質的指標しか出せないで、定量化できませんと書かれていて、それはそうだと思います。誰かがどこかにつながっていることを表す数量的指標って何だと言われたら、私も分からないので。仮に挙げるとすると、4本柱の抜けとか漏れから生じる事故というものぐらいだと思うのですけれども、それはいいので、それだけを指標にしても難しいわけですね。だから、最終的に質的になりまますというのは構わないのですけれども、やはりその前の参考指標として、このように操作的に定義できるものを充実させておくことが必要であつたらと思うところです。

今から5年前に戻ることはできないから、もうしようがないですけれども、この点については早急に努力をしてほしいと思いましたというのが1つです。

それと、ちょっと簡単なことをお伺いしたいのですが、重層的支援事業に取り組んでおられる市町村さんが結構いっぱいあると思うのですけれども、人口規模で言うとどういう傾向があるかという点について御教示いただければと思います。

○厚生労働省 ありがとうございます。

重層事業の実施の状況ですが、先ほど途中で終わってしまいましたが、19ページに資料

をつけております。重層事業につきましては、人口規模で言いますと、やはり大規模の自治体、人口規模が大きいところが多いという状況です。なかなか小規模の自治体さんでは進んでない状況があります。

背景といたしましては、この事業は交付金の一体化を実施する関係もありまして、やや事務的な手間がかかったりとか、あるいは小規模の市町村さんですと、先ほどの資料で言いますと、壁がそもそもそんなに高くなくて、横のつながりが割とできているということで、あえてこの事業の必要性がないというところかと思えます。他方で、小規模の自治体さんでは、やはり包括的な支援体制の構築がなかなか難しい状況もありますので、そこについて別の仕組みの検討も現在進めているところでございます。

以上です。

○大屋委員 ありがとうございます。

最初にこの事業の資料を見たときに、これは中小自治体さんを支えるためのものかなと思ったのです。というのは、地域共生社会というスローガンがあって、厚生労働省さんが必ずしもそういう意味で使っているわけではないと思うのだけれども、やはりその背景にある問題意識は、もう公助だけではもたないという話なのですね。総務省さんの地方制度調査会で自助・共助・公助のベストミックスみたいなことを言い出してきたわけですが、やはり自治体の資源というものが結構限界に達してきていて、地域社会を巻き込む形でサービス提供を考えていただかないと、もうもたないと思われていると。それは厚生労働省さんの中でもある問題意識ではあって、たまたま私は老健局のほうの介護体制の研究會に入ったことがあるのですが、やはり中小自治体になると、もはや介護単体では制度維持できないと。だから、医療・介護連携をやって、何とか効率性を上げてやっていこうみたいなことを考えておるとい話なのですね。

そういうところにこの事業が届かない。届かないのは当たり前で、おっしゃったとおりこの事業は4本柱がしっかりしていることを前提として、逆にしっかりしているから間に壁ができてしまうところを低めましょうという事業なので、それは大規模市町村中心になりますよねという立てつけでよいと思うのです。ただ、やはり問題点としては、中小自治体は最初から連携が取れているというよりは、連携を取らないと死にますねと思っているだけで、放っておくとこのまま死んでしまうのですよ。なので、そういうところでの地域共生社会実現をどうやってやるかというのは、必ずしもこの事業の範囲ではないと思うのですが、厚生労働省さんとしては問題意識として持っていただきたいと思いましたがということなんです。

私からは差し当たり以上です。ありがとうございます。

○郷事務局次長 瀧委員、お願いいたします。

○瀧委員 瀧でございます。

まずは事前の様々な見学等々を手配いただきましたこと、大変解像度が上がりました。ありがとうございました。

私からは、この 이슈は、やはり 1 つは難しいものを定義しなければいけないという、当たり前ですけれども難しさを伴うものだなと思っていて、特に、野球に例えると内野手が 4 人いて、それぞれの守備範囲が決まっていますというときに、その間に抜けてしまうものが統計的には計測できないのです。なので、それぞれ二塁手が取った球の数とか、三塁手が取った球の数とかを理解することはできるのですけれども、抜けていったボールをどうやって計測するかという、その見えないところが統計化の壁になっているかなと思っています。

ただ、これは見学の際にも御質問を申し上げましたけれども、例えば 5 万人の都市だとか 30 万人の都市であれば、典型的にはこれぐらいの相談数があるのではなかろうかというバンドがあるのだと思っていて、一定程度、これぐらいの相談があるはずだと、それに対して抜けてしまうかもしれない件数はこれぐらいあるのではないかみたいな推計を含んだ定量化を図るべきかなと思っておりますが、1 点目の質問は、こういう考え方についてどうでしょうかというのと、足元の調査の中でもそのような考え方はございますでしょうかというのをお聞きかせください。

○厚生労働省 ありがとうございます。

現在、重層事業につきましては、実施状況を報告いただいております。ただ、データとして今取れていますのは、例えばプランの作成件数ですとか会議の開催件数、そういった件数は取っております。これについては、まさに先ほど一定の定量化が示せないかということなのですが、やはり自治体間でのばらつきが非常に大きくなっております。10 万人当たりで直してみると、かなりのばらつきが出ております。これは対象者がそもそもなかなか定義しにくいところがあるものと、対象者をあまり定義し過ぎると、かえって対応の幅を狭めてしまうことになってしまいますので、あまり具体を示しているということはありません。ですので、数値として取れるものは、先ほど申し上げたプランの件数、会議の件数、いろいろな支援の実施件数というのは取れるのですが、それだけで評価をするというのは現状難しい状況になっているということでございます。

○瀧委員 ありがとうございます。

もう既に御指摘もあったところでもありますけれども、この制度の生かし方は、小さい自治体、大きな自治体、あと、そもそもで 4 人の内野手がうまく機能している自治体とかでゴールが異なってくると思っておりますので、個人的には 3 つ以上のゴールというか、ロジックモデルが少なくとも設定されていくのかなと思っている次第でございまして、何かそういう類型化に向けた目線というのは今今ございますでしょうか。先ほどあった、大き

なたくさん構成要素のあるインプットのロジックモデルというよりは、そもそもロジックモデルを分割したほうがよいのではという気がしておるのですけれども、いかがでしょうか。

○厚生労働省 ありがとうございます。

基本的には、包括的な支援体制の整備を目指していくという意味では、この重層もその手前にあるものだと思っておりますが、おっしゃったように、例えば今回も視察いただきました加賀市さんの事例ですと、介護保険というベースをしっかりと強化していく中で実現を図っておられるというパターンもありますし、生活困窮者支援を軸にそういったことを実現されようとしているところもあります。重層がそれにどうつなげられるかみたいなどころを見ていく必要があると思っておりますので、おっしゃるように、それぞれに示せるかというのはありますが、そういういろいろなパターンがあるということと、それから、包括的支援も重層もそうですが、事業導入当初から発展していく過程で指標の見方が少し変わってくるのではないかということも感じておりますので、その辺りもどのように反映させていくか、これから検討を進めたいと思っております。

○瀧委員 ありがとうございます。

3つ目の質問で、民間企業で人材戦略と呼ぶものになりますけれども、今今の方々がワークしているケースもあれば、当然ですけれども、これから公務員さん自身が不足していく、もしくはこれは公共だけではなくて、社会福祉法人さんの中での人材不足とか、地域資源と呼んでいるもの自体も、5年から15年といったフォーキャストを立てるときになかなか苦しくなっていく部分があると思っております。全体として、もう9人で野球ができないみたいなことになっていくときに、フォーキャストを含めた考え方をどのような形で担保するとよいのだろうかというのは私も見学しながらずっと悩んでいたところでございまして、何で担保していくとよさそうであろうかというのを御質問させていただきます。

○厚生労働省 おっしゃったように、行政のほうでもなかなか職員の確保を含めて難しい部分が出てきております。特に、先ほど来議論に上がっています小規模自治体におきましては、専門職の確保が難しくなっている地域も出てきておりますので、そうした地域へのアプローチというのは、先ほども申し上げましたが、別の手法を考えていかなければいけないと思っております。

さっきおっしゃったように、全員守れる人がいればいいのですけれども、やはり人がいない中で、どう機能を維持しながら可能な実施体制を確保していくかという観点で、現在、次の制度見直しに向けての検討も進んでおりますので、町村さん、特に小規模な自治体さんの御意見も伺いながら、そこは検討を進めていきたいと思っております。

○瀧委員 ありがとうございます。

私、先ほど社協さんとかの名前を挙げましたけれども、この事業というよりは、既存の4事業の非常に重要な前提は、政府が全てカバーすることは残念ながらできるわけではないので、様々な地域の力を借りる必要があるというときの地域資源の掘り起こしといった言葉があるわけでございますけれども、これをもうちょっと明文化していきたいなと思ったところです。よくあるのは、社福さんのお力を借りるということだったりすると思うのですが、少し例示というか、そういう言葉を複数挙げていただいた上で、それに少し依拠した統計化とかができないだろうかと思ったのですが、いかがでございますでしょうか。

○厚生労働省 重層事業もありますし、例えば、先ほど来御説明している生活困窮者支援の仕組みで言いますと、もともと法律上の手段としての事業の位置づけが少ないこともありまして、地域のいろいろなインフォーマルの資源をしっかりと使っていただきたいというのは制度創設当初からお願いをしております。その中で、地域づくりもしっかり進めていきたいということをお願いしております。

考え方としましては、生活のいろいろなお困り事、ニーズに対応して、その方に合ったつなぎ先を探してつないでいくというのがまさに支援の在り方なのですが、そこをどう図るかというのは難しい部分でして、例えばつなぐ先が多ければいいのかということもありますし、イメージとしては、そういうものをしっかりお願いしていきたいということなのですが、そこをどう図っていくとか、どういうことを達成すればそれができていると評価するかというのが少し難しいかなと考えております。

○瀧委員 ありがとうございます。

質問としては以上で、1つだけコメントを足ささせていただくと、坂井市を見学させていただいてすごく思ったのは、坂井市さんというのは、市が登場するのに即して、新しいチームワークをつくりやすい体制が、ある意味、たまさか生まれたようなところもあったのかなと思っています。ただ、やられていることは、御覧の皆さんにはぜひ「さかまる会議」とかで検索していただくといいかなと思うのですが、非常にオーナーシップを持って物事を進められるケースですと、この事業で扱うことになる領域はそんなに明るいものではないことも多い中で、何とかチームワークを発揮して、ある意味、生き生きとそれに当たっている職員さんの姿もあったかなと思っています。そういうチームワークであるとか、公務員の方々が生き生きと働く気持ちになるようなアウトプットを目指していければと思います。どうもありがとうございます。

○郷事務局次長 滝澤委員、お願いいたします。

○滝澤委員 御説明ありがとうございました。

最初に、本事業の分野横断で支援を統合していったって、誰一人取り残さない地域をつくるという基本思想は素晴らしいものだと思います。その上で、先生方の御発言と重複する部分もございますが、私からは、端的に2つコメントと、それから2つ質問がございます。

まず1つコメントですけれども、お示しいただいた現行のロジックモデルは、先生方が御指摘されたとおり、自治体がどの段階を目指せばよいのかというのが必ずしも明確でないと思いました。現場では、やはり立ち上げ期にあるようなところですか、基盤は整備されてきているところとか、それから成熟しているところとか、ステージがそれぞれ違うと思うのですけれども、それぞれで取り組むべき内容が大きく異なるように思います。

ですから、国から段階的な到達目標が示されていないように思いますので、何ができていけばよいのかとか、そうした判断がなかなか自治体では難しいのではないかなと考えております。ですから、ステージ別の目標ですとか、そうした水準を明確化したロジックモデルというのが必要のように思いました。それが1点目です。

もう1点目は、先ほど来出ています小規模自治体のお話なのですけれども、やはりフルスペックで体制整備を行うというのはなかなか難しい自治体があるというのが実情かと思っておりますので、都道府県による広域的な支援とか、専門職チームの設置とか、自治体間の共同実施とか、ある種柔軟な体制整備の選択肢を国が制度として明確に示すということが重要ではないかと思いました。以上がコメントです。

質問は2つございまして、複雑な支援のニーズに対応するためには、先ほど瀧先生もおっしゃいましたけれども、地域資源の掘り起こしというのが核となるように思います。実際、データで支援ニーズを把握できていない自治体が約2割存在するというところで、地域資源の把握も自治体任せということで、方法論があまり整備されていないように思うのですけれども、既に少し御説明いただいたかと思うのですが、住民へのアプローチですとか、事業者、活動団体との連携とか資源マッピング、ニーズの把握と地域資源の活用の手法について、現状、取り組まれていることとか工夫があれば教えていただきたいのと、それから、現場の事務負担が非常に重いという声がございますけれども、事務負担の軽減とノウハウ共有に関して、何か工夫をされていることがあれば御教授ください。以上が1点目です。

2つ目は、事業実施計画ガイドとか、優良事例を横展開するということが大事であると思うのですけれども、単なる好事例の紹介だけではなくて、どうして成功したのかとか、ある種、因果構造まで含めた形で体系的な横展開ができるとよいと思うのですけれども、現状、そうしたところで工夫されている点があれば教えてください。

以上2点です。

○厚生労働省 ありがとうございます。

地域資源の掘り起こしにつきましては、令和2年の先ほど紹介した調査研究以来、毎年

様々な調査研究を通じて、いろいろな地域資源の掘り起こしの手法とか、参加支援の考え方みたいなところは整理をしております。ただ、それが十分周知できたり、あるいは自治体に当てはめたときに、そのまま使えるものになっているかどうかという点、先ほどおっしゃったように好事例の紹介にとどまっているようなケースも多くなっておりますので、ちょっとそこは課題があると考えております。

横の展開が必要だというのはおっしゃるとおりですし、必要だと思っておりますが、まさにおっしゃっていただいたとおり、事例の紹介だけですと、同じ規模の地域であっても地域の資源が違ったり、人口構造が違ったりしますので、なかなかその形だけを当てはめようとしてもうまくいかないのかなと思っておりますので、課題でありますとか、その形ができるまでの過程みたいなところをもう少し落とし込んでいく必要があるのかなと思っております。これはちょうど今年度の調査研究で、地域とどう連携協働して取組を進めていくかという調査研究を別途立てておりまして、そこでは単なる事例紹介だけではなくて、どういうプロセス、どういう課題を通してそういう取組につながったかみたいなところの分析を今、手厚くお願いしておりまして、そういったことも示しながら対応していきたいと思っております。

横展開の工夫についても、今申し上げたとおり、いい事例を紹介するだけでは、同じ規模の市町村間でもなかなか違うケースがありますので、単に事例紹介をするというだけではなくて、もう少し落とし込んだ事例というか、考え方の紹介とか、ノウハウの共有みたいなところを、これは先ほど来出ています都道府県さんともよく連携をしながら、国のほうでなかなか地域の事情がつかみかねるところもありますので、都道府県とよく連携をしながらやっていきたいと思っております。

○郷事務局次長 亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 いろいろありがとうございます。

少しお伺いしたいのは、今、具体的に言うと、どういうところがうまくいっていて、どういうところが厚労省から見ると、いや、それはちょっとこの使い方として違うんだけれどもというようなところが具体的な例としてあると思うのですけれども、そこら辺を実際にやっていらっしゃっていて、どういうところがうまくやれていて、どういうところでは、いや、これはごめんなさい、ちょっとお金の使い方として違いますよというようなものがあるのか、その具体的な例を教えてください。

○厚生労働省 ありがとうございます。

まさにうまくいっているという点、事業の趣旨・目的からしますと、先ほど申し上げたとおりでありますので、それがどううまく進んでいるかという観点で言いますと、まさに御視察いただいた坂井市さんは「さかまる会議」という手法を使って、既存分野の職員も

しっかり巻き込んで、持続可能性も考慮しながら体制構築を図っていると。その中で各制度の強化等も図っておられるということで、1つのモデルかと思います。

なかなかうまくいっていないということで伺う事例、特定のところというわけではありませんが、やはりこの事業を使うことで、新しく1つ別の制度ができてしまって、4分野が5分野になったというようなことを聞くケースもあります。そうしてしまいますと、なかなかこの4分野がうまく連携協働、対応力を広げるということにつながらず、先ほどちょっと御紹介したとおり、そこに難しいケースが対応を任されて、そこにとどまってしまう、適切な支援につながらないケースがある。その事業を受けている事業者の相談員さんが、なかなか苦勞されているというような事例は何っておりますし、調査結果でも少しお示しをしたとおりでございます。

○亀井委員 なるほど。例えば、だから、押し付け合いになってしまって、結局そこに出してしまって、結果的には残りのそれぞれ専門性ある人が生かされないということですかね。

○厚生労働省 そのとおりです。

○亀井委員 ありがとうございます。

恐らくこの事業を、まず、これは駄目よというNGの例はしっかり示したらいいのではないかと思うのです。ガイドというのは、こうしたらいいですよという話ばかりあるのですが、ここから外れると、逆に言えば危険なわけですね。だって、まさに個別のところ押し付けてしまうと何が起きるかといったら、ケアする人が孤立してしまって、難しい事例を、あそこに渡せばいいやというような形になって、あそこは行きたくないという話になって、負のループに入っていく。そう考えると、そういうことをまさに厚労省はこの事業を通じて望んでいるわけではないということですから、これは駄目です、これだったらお金は渡しませんというようなことを、私はしっかり例示したらいいのではないかなと率直に思いました。これはぜひ御検討いただければなと思います。

恐らく、うまくいっている例は、これは先ほど滝澤先生からもお話があった、因果関係を示してお伝えすることがすごく大事だと思っていて、先ほど来お話が出ている「さかまる会議」は学びの場になっているということと、あと、非常にフラットな場になっている。最近、世の中でよく言われる心理的安全性が確保されている。この場がどうなのか、私は分かりませんが、心理的安全性が確保されているとか、あと、例えばケアする人が孤立していない。よくケアする人をケアするみたいなことを最近いろいろところで言われますけれども、こういったようなことがされているであるとか、あと、坂井市さんもそうですし、私もうまくいっている市町村さんとお話をしているのは、しばしば市役所、町役場と社協さんとの関係が、委託・受託の関係になっていて、要はお仕事を渡して

いて、あとはやっておいてくださいという形で、役所が実は行政の仕事をしていない場合が結構あって、ここにパートナーシップが構築されていない、つまり、縦の関係になってしまっている。

本来は、多分、横の関係で、坂井市さんの場合は一緒に座って、まさに同僚としてお仕事をされていますというのは、場の形として表れているのだと思うのですが、今ぐらいの解像度でお伝えされると、なるほど、そういうことなのねと。そもそも私たちは社協に対しては委託しているのから、お金を渡しているのからいいじゃないかというような形で言っていたみたいなことの反省をされる役所さんは少なくないと思うのですが、そういったことをしっかり伝えていただくことが、先ほど滝澤先生がおっしゃった因果関係を示しながら、好事例の横展開をしていくということにもつながっていくのではないかなと思います。

あるいは「さかまる会議」では、やはり最初のところでグランドルールがあって、そのグランドルールをきちんとみんなで、例えば復唱するみたいなのも含めて、いろいろな工夫があるのだと思いますので、そういった部分部分をしっかり共有していくことが大変大事なのかなと思いました。これはコメントです。

1点質問なのですが、そういったところで今よくできていること。今のは実は初期アウトカムの話をしているのだと思うのですが、そういう中で、厚労省さんとして、この評価というのはどう使おうと思っていらっしゃるのか。なぜ評価をしなければいけないのか。私は、評価は別に目的ではないと思うのです。評価は手段であって、評価は何のために使うのかというところをぜひお聞かせいただきたいのですが、こちら辺はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○厚生労働省 ありがとうございます。

評価については、まさに既存制度の対応力が広がっているかとか、横のつながりができているかをウオッチして改善につなげていただくという意味で、自治体さんが体制構築を随時見直していただくためのツールとして使っていただくべきものだと考えております。

○亀井委員 ありがとうございます。

まさに今おっしゃったような形で評価を使っていただくと、評価というのは多分よく使われるのではないかなと思いますし、それはまさに政府全体で進めている基礎的EBPMにつながる話なのではないかなと思いました。

一方で、私が気になっているのは、事前の勉強会では、予算配分と連動させるやに、そのような考えを検討中であるようなお話を伺ったのですが、この件についてはいかがですか。

○厚生労働省 予算については、あくまで予算の範囲内で実施する事業ですので、見直し

は行いますが、この評価はあくまで自治体が取組をより進めていくために使っていただく必要があると思っております。

他方、有識者検討会議の取りまとめにおいては、実際を取組内容に応じた補助の仕組みを導入すべきという点もありますので、その点については、しっかり見直しをしていきたいと思っております。

○亀井委員 どうしてもこれは、評価と予算配分を連動させると、この事業ではないのですけれども、既に厚労省でもそういったような制度があるやに承知していますけれども、どうしても現場サイドがきちんと、まさに評価の目的は、さっき南さんが答えていただいたとおりでと思うのですけれども、次なる改善を見いだすための評価がよい評価であると、まさにそのように今、政府全体でも定義されているのだけれども、どうしても数字をつくってしまう。これはかつて旧日本陸軍でもあったし、いろいろなところの組織でも、現代社会においても様々な形であるのですが、ややもすれば数字をつくってしまうということになってしまって、その評価が目的になってしまうというのは避けなければいけないことなので、この辺りの予算配分と評価を連動させるというところについて、正直、そういう事業もあると思うのですが、この事業については、まだその手前の段階の現状把握が非常に難しい事業でもありますので、まずはそこをきちんとやってから、その後、これはやはり適しているというところが判断できてから行うべきものなのではないかと思っておりますので、ぜひそういった形で御検討いただけたらいいのではないかなと思いました。もし何か御意見があれば、いただければと思います。

○厚生労働省 評価案については、今まさに検討中でありますので、その形がどうなるかも含めて、よく見ていく必要があると思っておりますが、使い方としては、まず市町村さんがしっかり取組を強化して、既存制度、横のつながりをつなげていく必要がありますし、それが進んでいく過程で、この評価と補助の在り方が連動することがないと現時点では言えませんが、基本的には市町村さんが効果検証しながら、しっかり見直しをしていただくために使っていただければいいかなと思っております。

○郷事務局次長 大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 ありがとうございます。

先ほど亀井先生がおっしゃったことに乗かって言うのですけれども、この事業だけということではなくて、やはり非常に難しいけれども重要なのは、これをやると失敗しますという事例だったり、ノウハウだったりするわけですね。好事例の横展開というのは皆さんやるのですけれども、むしろ何で失敗するかということを抑えたほうが本当は改善には結びつく。もちろんこれが非常に難しいというのは、大体恥ずかしいから言いたがらない

わけで、どこのこととは言いませんからみたいな約束をしないと絶対しゃべってくれなかったりするわけですけども、そういう形で、ここがこういう理由で間違えましたというのを共有することは非常に重要なので、そこも含めて視野に入れてほしいなと思いますし、やはりいろいろな文脈というのが重要だと思っています。先ほどおっしゃったように、要するに5本目の柱になってしまって、みんながそこに難しいのを押しつけ始めてという典型的な失敗パターンに言及されましたけれども、これは何で失敗したかという、押し付けられたほうが力が弱いからなのです。ソーシャルワーカーさんはそういう職種だと理解しているのですけれども、あの方々は、別に自分で問題解決することが任務ではなくて、いろいろなサービスにつなげていくという仕事ですね。だから、押し付けられた側が、これはこのサービス、これはこのサービスと仕分けて、おまえらやれともう一回ぶん投げられれば、恐らくそれはそれで機能したわけですよ。やはりどういうパターンでどういう問題が起きたか。だからそういうのは、その条件を充足してしまう場合にはよくないのだというロジックを示していく必要が恐らくあるので、そこまで含めて考えていっていただきたいなと思いました。

以上です。

○郷事務局次長 瀧委員、お願いいたします。

○瀧委員 今の亀井先生、大屋先生のコメントにちょっと乗った御質問になるのですが、非常にストレスfulなお仕事にもなり得ますと。あと、物事がワークしていないときに、当然、働く方々も人間ですので、何かいろいろ思うところがあるでしょうねというときに、働かされている人たちのステータスというか、パルスサーベイがこういうときには大事だなと思っています。また、民間企業で、よくツールの話ですと、eNPSを取ったらいかがですかみたいな話が1つ素案になるわけですけども、そういう指標は今後のスコープの中では考えられていますでしょうか。

○厚生労働省 ありがとうございます。

今まさに検討しているところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、既存機関が対応力をどう強化するかというところの中に、支援者の側も不安で、不安があるゆえに対応できないというケースもあると思いますので、そういったところを解消していく意味で、既存制度側の支援者側の変化みたいなところは捉えていく必要があるかなと思っています。ちょっと簡易な調査ですので、確定的なものではありませんが、以前、5年ぐらい前に取った調査と今の調査で言いますと、支援者の変化みたいなものを簡単に取ったものがありまして、やはり支援者のほうが負担感が減った、要するによくなったという結果が直近の数字だと大分下がってしまっていて、これは先ほど来御説明している事業の趣旨・目的が十分伝わっていないがゆえに、要するに、使い方がちょっと違う方向に行っている

ということを示しているようなデータなのかなと思っておりますので、ここら辺をよく見ながら、どういう形でお示しできるかを考えていきたいと思えます。

○瀧委員 ありがとうございます。

ただのコメントであるのですけれども、例えばeNPSとかを弊社内でも取ったりすると、入社したてとか新しい取組を始めたときは高くなりがちで、経年的にそれが落ちていくような傾向もあつたりいたします。この話は、重層支援事業自体がある種の卒業を前提とした制度でもありますので、だとすると、まだ2025年頃はよかったなみたいな話にならないことはすごく大事だと思っておりますので、剥落効果みたいなものを加味した上でプランを立てていければと思いました。

以上でございます。

○郷事務局次長 滝澤委員、お願いします。

○滝澤委員 先生方がおっしゃったこととやや重複するのですけれども、やはり潜在的にどのくらい市町村でお困りの方がいるのかというところを把握できるといいのかなと思えます。そのためには、これまで5か年やられていて、データもあると思っておりますので、そこから、例えば、この自治体はもう少し、本来であればお困りの方がいて、支援すべき対象がいるのにケアできていないとか、そういう地域の異質性といいますか差異を、いろいろなデータ分析のテクニックを活用しながら見られるようにするとよいのではないかなと思えました。

以上です。

○郷事務局次長 亀井委員、お願いいたします。

○亀井委員 今の先生の話はすごく大事な話で、あるいはさっきの瀧さんの話もそうなのですけれども、今の厚生労働省の数字の把握がフローベースにちょっと偏り過ぎているのではないかなという感じがします。もちろんこれは、重層支援という範囲で見ればなのですが、包括的支援体制の整備ということで考えていくと、包括的に見なければいけない人がその町においてどのくらいいるのかと。そこは部門間で連携して、いろいろな形で、いろいろな人たちの知見を使いながら見ていかなければいけない人が、例えば人口1万人いるとどのくらいの世帯で、もちろんばらつきはあるのだと思えます。例えば地域社会が物すごく強い地域もあれば、比較的、これは裏返して言えば監視型になるからという話だと思うのです。

ここら辺のストックの把握は、重層に限らずなのですけれども、ぜひ、うちは多い少ないでばらつきがあつて、それこそ統計学的に処理できるはずなのですが、いや、おたくは

ちょっと少な過ぎるよみたいなことを厚生労働省さんが後ろから背中をぼんぼんとたたくみたいなことが追い追い行われていくと、それこそ厚生労働省さんの機能が、何でおたくは少ないのかなと、これこれこういう事情ですと説明できればいいのですけれども、もしかしたらきちんとフォローできないで、発見するべき人が発見できていないということが自治体によって起きている。私は、これはナショナルミニマムなのだと思いますので、こちら辺を厚生労働省さんがしっかり担保されていくという意味でも、ストックの把握をぜひしていただけたらいいのではないかなと思います。

○郷事務局次長　ほかにございますでしょうか。

よろしければ、そろそろお時間となりますので、亀井委員におかれましては、コメントの取りまとめをよろしくお願いいたします。

○亀井委員　それでは、今日の議論を踏まえた取りまとめをさせていただきたいと思います。

重層的支援体制整備事業交付金に関する取りまとめ案です。

修正して提出されたロジックモデルについてですが、事業を構成する「既存の制度や事業の一体的な運用」及び「多機関協働事業の調整機能」の性質の違いを十分に反映した形でアクティビティが区分けされておらず、それぞれのアクティビティに応じたアウトカムも示されず、また、自治体が陥りがちなボトルネックを念頭に置いたアウトカムがないなど、適切に設定できていません。さらには、事業開始から一定期間が経過しているにも関わらず、実態把握が十分にできておらず、現場における課題が反映できていないことから、政府全体で求める基礎的なEBPMがなされていないというふうに見えています。

次に、厚生労働省は、事業の性質を踏まえてアクティビティを詳細に設定するとともに、アウトカムを見直すことにより、自治体が目指すべき段階を明確に示すべきです。

さらには、性質上その効果を直接計測することが困難な事業についても、まずは目指すべき状態を具体的に明示しつつ、必要に応じて、質の評価を可能とする定量指標を導入するなど、事業の進捗状況や効果を適切に把握する手法を検討すべきです。

特に、既存の相談支援機関の連携体制構築あるいは対応力向上を目的とした多機関協働事業については、現場で事業を実施する自治体が、何のために、何を、どのように、どこまで取り組むべきかを具体的に把握できるよう、事業の目的及び厚生労働省が求める要件等の水準を明確化すべきです。なお、自治体における事業の進捗（アウトカム達成状況）の評価の在り方については、既に体制が十分整っているためにアウトカムが良好な自治体を過剰に支援するような結果とならないよう、また、自治体ごとの政策資源や支援ニーズ等の状況の違いも十分に反映しつつ、自治体の現場の実情を踏まえて事業特性からも、また、何より、評価は次なる改善を見いだすことを目的とするものであるとの認識の下、慎重かつ丁寧に検討すべきです。あわせて、厚生労働省の設定した事業の目的や要件に沿わ

ない運用実態が見られる場合には、交付対象外とするといった方法も検討すべきです。

次に、事業の活用にあたっては、行政及び関係機関の合意形成の下、地域における支援対象者数等を踏まえ計画的に体制整備を進めることが重要です。このためは、厚生労働省は、自治体における支援ニーズの把握や地域資源の掘り起こしの手法の提示を行うとともに、事業の質の担保と効果的な実施に資するよう、事業実施計画の作成ガイドや因果関係の分析を含めた優良事例の横展開を図り、自治体において役立つ手立てを構ずるべきです。

本事業は、既存の制度では解決できない複雑かつ困難なケースへの対応を行うための体制の整備を行うものであることから、現場における事務負担軽減策やノウハウ共有の円滑化策など、自治体が困難なケースに直面する支援者の支援を効果的に実施できる手法を検討し周知すべきです。

最後、比較的規模の大きな自治体においては創意工夫により事業を有効に活用する事例も見られますが、特に小規模の自治体においては、職員数も限られており単独での体制整備が困難なことから、自治体における包括的な支援体制の整備にあたっては、将来的な支援体制の見通しを踏まえ、都道府県による支援については、重層的支援体制整備事業を活用しない選択肢も含めて、画一的ではなく各自治体の実情に応じた在り方を検討すべきです。

以上です。

○郷事務局次長 ありがとうございました。

以上をもちまして、本テーマ並びに令和7年度秋のレビューの議論を終了いたします。どうもありがとうございました。